

環境宣言

人類は、特に20世紀から今世紀初頭にかけて、物質的な豊かさばかりを追求して、大量に生産・消費・廃棄するという社会システムを構築し、限りある資源を大量に使用し、自然環境を破壊してきた。その結果、深刻な公害被害が発生し、また、多くのかげがえのない自然環境が破壊された。佐賀県においても、例えば、「宝の海」と言われた有明海について環境破壊が進み、有明海からの恵みで成り立っていた漁業は、長年に亘って危機的な状況に陥っている。

さらに、環境問題は、局地的な問題に止まらず、地球温暖化、広範な化学物質汚染、生態系破壊など、現在、地球規模で進行している。私たち人類は、これら危機的な状況を認識したうえで、従来の産業構造、社会の意識自体を変革し、持続可能な循環型社会を築き上げようとしている。

当会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の団体として、環境問題が人権課題であることを自覚し、深刻な公害被害を根絶し、良好な自然環境を保全・再生するための取り組み等を積極的に行い、それに止まらず、会の外部に向けてもこれらの活動を発信し、その成果を地域社会に還元し続けなければならない。

当会では、2011年11月竣工の佐賀県弁護士会館に、地下の熱を建物の冷暖房に使用するシステムを採用するなど、環境保全に向けた取り組みを行ってきたが、さらに、地球規模で進行する環境問題に対し、法律家団体として果たすべき役割を自覚し、環境の世紀たる21世紀において、以下のとおり行動することを宣言する。

- 1 公害の根絶、環境の保全・再生、持続可能な循環型社会の実現に向けて、環境問題に関する意見表明・啓発活動に取り組む努力をする。
- 2 弁護士の活動や弁護士業務による環境影響を常に意識し、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、省エネルギー活動や、省資源活動を推進し、当会の会員及び職員の環境保全意識の向上に努める。

2013年2月18日

佐賀県弁護士会臨時総会